

令和4年11月25日

## 介護保険料の徴収に係る不適正な事務処理について

令和4年度介護保険料の徴収事務において、被保険者への配慮を欠いた不適正な事務処理を行った事案が発生しましたので、次のとおり公表します。

### 1 事案の内容

令和3年度中に65歳到達や転入等により介護保険料を普通徴収により徴収した被保険者で、令和4年10月から特別徴収を開始する者144人（以下「対象者」という。）の介護保険料の徴収方法について、令和4年6月から9月までに普通徴収による徴収を行わず、令和4年度分の介護保険料の全部を令和4年10月、12月及び令和5年2月の年金支給月に特別徴収により徴収する不適正な事務処理を行いました。

このことにより、本来、普通徴収と特別徴収の併用により平準化される介護保険料は、特別徴収のみで徴収することで、偏った徴収かつ年金支給月の介護保険料の天引き額が過大となり、対象者に一時的に大きな負担をかけることになりました。

※ 普通徴収とは、納付書又は口座振替による徴収、特別徴収とは、年金からの天引きによる徴収のこと。

### 2 事案の経緯

令和4年5月に普通徴収による未納防止と、特別徴収による利便性の向上のため、対象者の介護保険料の徴収方法について令和4年度介護保険料の全部を特別徴収により徴収することとしました。

令和4年6月に令和4年度の介護保険料を決定し、対象者をはじめ全ての第1号被保険者に保険料決定通知書を送付しました。

令和4年10月に一部の対象者からの問合せをきっかけに今回の事案が発覚しました。

### 3 事案発生の原因

- (1) 担当職員が対象者の介護保険料の負担の平準化を目的とした徴収方法の仕組みについて十分に理解せず、これまで運用してきた事務処理を変更したこと。

(2) 今回の事務処理の変更について、担当職員からの事前相談や係内での情報共有がなく、上司によるチェック体制が不十分であったこと。

#### 4 事案への対応

全対象者に対し、事案の内容説明とお詫びを通知するとともに、過大となった年金支払月の介護保険料を平準化するため、令和5年2月支給年金から徴収予定の保険料を分割して納付書による納付への変更を提案する。

#### 5 市長コメント

今回の不適正な事務処理により、多大なご迷惑とご心配をおかけしました対象者の皆様に心より深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

今後、同様の事案が発生しないよう、職員に対し適正な業務執行とチェック体制の強化を指導するなど再発防止に取り組むとともに、市民の信頼回復に努めてまいります。

(連絡先)

健康福祉部高齢者ふれあい課

担当：杉本課長

電話：0969-28-3360 (直通)

FAX：0969-56-0747